第１号様式

**協議書**

　年　　　月　　　日

（協議先）

横 浜 市 長

（申請者）　　**※後退整備に係る工事の発注者等**

住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の役職氏名）

電話　　　　　　　　　　（　　　　　）

　　　　　　 　　（　　　　　）

※太枠内について全て記入して

提出してください。

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「条例」という。）第９条の規定により、次のとおり協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| 協議する土地の所在及び**地番** | 横浜市　　　　　区　　 |
| 申請地の所有者※売買契約を締結している場合は「申請者に同じ」を選択してください。 | □申請者に同じ 　□申請者以外を含む （以下に登記上の住所及び所有者を全て記入） |
| 住所　 |
| 氏名　 |
| 舗装及び管理方法に関する協議※「希望しない」を選択した場合は横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。 | １．横浜市による舗装(横浜市による管理)を希望２．自己による舗装（横浜市による管理）を希望３．自己による舗装（自己による管理）を希望４．希望しない |
| 補助金に関する協議※「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。 | １．希望する　　　２．希望しない |
| 整備後の買取り協議（角地の場合に限る） | １．希望する　　　２．希望しない |
| 確認欄　　以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。* 補助金の交付を希望される場合、後退用地の整備を行い、その費用を負担される方全員を申請者としてください。協議申請者以外の方が費用負担する場合は補助金を交付できません。
* 横浜市による舗装及び管理を希望する場合は別途手続きが必要です。また、横浜市による舗装工事の時期は、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定します。
* 舗装及び管理に関する協議について「希望しない」を選択した場合は、横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。
* 補助金に関する協議について「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。
* 協議を行う時期（年度末等）や審査状況によっては、協議成立までに３０日を越えることがあります。
* 協議時に横浜市が作成する狭あい道路敷実測図は協議締結後閲覧に供します。
 |

（Ａ４）